

建設労働者雇用促進助成事業について

建設産業課

1 要旨

新型コロナウイルス感染症拡大の影響による離職者等の増加に対応するため、災害復旧等進捗を急ぐ事業が多く、人材不足が深刻な建設業を受け皿とした緊急的な雇用確保を図ることとし、新たに県内の建設業者等に対する助成制度を創設した。

2 事業の概要

(1) 助成対象

新型コロナウイルス感染症の影響による離職者等（70歳未満）を新たに3か月以上継続して雇用する建設工事等入札参加資格者（主たる営業所を県内に有する者に限る。）又は測量、建設コンサルタント等業務入札参加資格者（登録簿上の本店を県内に有する者に限る。）

(2) 助成内容

月額（上限）	総支給額（上限）	助成対象期間
20万円/月	120万円 (20万円/月×3か月×2期)	6か月間を上限とし、 令和3年3月実績まで

雇用した労働者1名につき月額20万円を上限に、雇入れ建設業者等が対象労働者に支払った月額の賃金に相当する額に対し、雇用から3か月ごと2期にわたり助成する。

(3) 適用

令和2年2月25日から令和2年9月30日までの間に新たに雇い入れる建設業者等

3 事業の周知

- 予算成立後、建設業団体、測量・建設コンサルタント等業務業者団体など関係団体に対して、制度概要を説明した。
- 事業を広く周知するためのチラシを作成し、県のホームページに掲載するとともに、関係団体に周知を依頼した。
- 募集要領を県のホームページに掲載するとともに、関係団体、県の入札参加資格認定者に送付し、5月20日から受付を開始した。